令和８年第２回（定例会）
笠置町議会　会議録（第１号）

<table>
<tr><td>招集年月日</td><td colspan="7">令和８年６月18日　木曜日</td></tr>
<tr><td>招集場所</td><td colspan="7">笠置町議会議場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開閉の日時及び宣告者</td><td>開　　会</td><td colspan="2">令和８年６月18日
９時30分</td><td>議長</td><td colspan="3">西　　昭　夫</td></tr>
<tr><td>散　　会</td><td colspan="2">令和８年６月18日
12時20分</td><td>議長</td><td colspan="3">西　　昭　夫</td></tr>
<tr><td rowspan="5">応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員</td><td>議席番号</td><td>氏　　名</td><td>出欠</td><td>議席番号</td><td>氏　　名</td><td>出欠</td><td rowspan="5">出席
８名
欠席
０名
欠員
０名</td></tr>
<tr><td>1</td><td>向出　健</td><td>○</td><td>5</td><td>山本勝喜</td><td>○</td></tr>
<tr><td>2</td><td>西　朋子</td><td>○</td><td>6</td><td>山本翔太</td><td>○</td></tr>
<tr><td>3</td><td>松本俊清</td><td>○</td><td>7</td><td>由本好史</td><td>○</td></tr>
<tr><td>4</td><td>山本麻也</td><td>○</td><td>8</td><td>西　昭夫</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="6">地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名</td><td>職</td><td>氏　　名</td><td>出欠</td><td>職</td><td>氏　　名</td><td>出欠</td><td rowspan="6">出席
10名
欠席
０名</td></tr>
<tr><td>町　　長</td><td>山本篤志</td><td>○</td><td>会計管理者</td><td>石原千明</td><td>○</td></tr>
<tr><td>参　　与</td><td>田中邦男</td><td>○</td><td>税住民課長</td><td>岩﨑久敏</td><td>○</td></tr>
<tr><td>参　　事</td><td>前田早知子</td><td>○</td><td>保健福祉課長</td><td>大西清隆</td><td>○</td></tr>
<tr><td>総務財政課長</td><td>森本貴代</td><td>○</td><td>建設産業課長</td><td>植田将行</td><td>○</td></tr>
<tr><td>希望のまち推進課長</td><td>小林剛宏</td><td>○</td><td>人権啓発課長</td><td>増田紀子</td><td>○</td></tr>
<tr><td>職務のため出席した者の職氏名</td><td>議会事務局長</td><td>穂森美枝</td><td>○</td><td>議会事務局次長</td><td>吉田和秀</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>会議録署名議員</td><td>６　番</td><td colspan="2">山　本　翔　太</td><td>７　番</td><td colspan="2">由　本　好　史</td><td></td></tr>
<tr><td>議事日程</td><td colspan="7">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>会議に付した事件</td><td colspan="7">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>会議の経過</td><td colspan="7">別紙のとおり</td></tr>
</table>

令 和 ８ 年 第 ２ 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和８年６月18日～令和８年６月26日　会期９日間

議　　事　　日　　程　　（第１号）

令和８年６月18日　午前９時30分開議

第１　　会議録署名議員の指名

第２　　会期の決定

第３　　諸般の報告

第４　　報告第２号　令和７年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件

第５　　報告第３号　令和７年度笠置町簡易水道事業会計予算繰越計算書の件

第６　　報告第４号　令和７年度（2025年度）城南土地開発公社決算に関する報告書の件

第７　　報告第５号　令和８年度（2026年度）城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件

第８　　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦の件

第９　　同意第１号　笠置町副町長の選任につき同意を求める件

第10　　同意第２号　笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

第11　　同意第３号　笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

第12　　同意第４号　笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

第13　　同意第５号　笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

第14　　同意第６号　笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

第15　　同意第７号　笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

第16　　同意第８号　笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

第17　　同意第９号　笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

第18　　同意第10号　笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

第19　　同意第11号　笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

第20　　議案第28号　加茂笠置組合規約変更の件

第21　　議案第29号　京都地方税機構規約変更に関する協議の件

第22　　議案第30号　笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件

第23　　議案第31号　令和８年度笠置町一般会計補正予算（第２号）の件

第24　　議案第32号　令和８年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件

第25　　議案第33号　令和８年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第１号）の件

開　　会　　午前９時３０分

議長（西　昭夫君）　皆さん、おはようございます。

梅雨の季節になりました。蒸し暑く、汗ばむ日が続きますが、お集まりの皆様におかれましては、体調管理に十分御留意をいただきますようお願い申し上げます。

本日、ここに令和８年６月第２回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をするよう御留意いただき、議会運営がスムーズに進みますよう皆様の御協力をお願い申し上げます。

議長（西　昭夫君）　ただいまから、令和８年６月第２回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西　昭夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、６番、山本翔太議員及び７番、由本好史議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員にお願いをいたします。

議長（西　昭夫君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月２６日までの９日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　異議なしと認めます。会期は本日から６月２６日までの９日間に決定しました。

議長（西　昭夫君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

４月２７日、名張産業振興センター・アスピアにて、木津川上流直轄改修促進期成同盟会等総会が行われ、出席いたしました。令和８年度事業計画及び予算等について審議をいたし

ました。

５月２２日、山城地区議長連絡協議会定例会が精華町にて開催され、出席いたしました。定例会では、令和８年度事業計画及び予算等について審議をいたしました。山城地区１５市町村の要望事項を取りまとめ、１１月頃に、国と京都府に対し要望活動を行う予定となっています。

５月２６日、全国町村議会議長会主催の、令和８年度町村議会議長研修会が東京都で開催され、出席をいたしました。一般財団法人地域活性化センター理事長の林崎理氏から、「地方創生の先行きー地域未来戦略とともにー」と題した講演のほか、宮城県蔵王町の女性議員３名による「女性模擬議会の取組」などを拝聴いたしました。

同日、京都府選出の国会議員の方々と、小規模自治体が抱える課題などについて懇談いたしました。

翌２７日には、東京都消防庁消防防災資料センターを訪れ、地域防災体制の強化に向けた消防行政の歴史と変遷を視察いたしました。

これらに伴いまして、議会会議規則第１２９条の規定により議員派遣を行いました。

以上、議会報告といたします。

議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して、善処いたします。

また、質疑につきましては、全ての議案につき、発言通告をされた議員を先に指名いたします。発言通告者は、まず通告内容に従い質疑をしてください。通告以外の質疑につきましては、後ほど行っていただきます。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき、同一の議題について３回までとしますので申し添えます。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君）　皆様、おはようございます。

本日、ここに令和８年第２回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中を御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

６月４日には近畿地方も梅雨入りしたところでございますが、それに先立つ６月２日未明から、台風６号が接近し、和歌山県をはじめとする各地に大きな被害をもたらしました。

特に、５月２８日からは気象警報などの運用が大きく変更されており、災害から命を守るための避難情報など、町民の皆様にもしっかりと把握していただく必要がございます。

これからも大雨や台風の季節が続きますので、皆様にお配りしております防災情報タブレットからの情報を十分御確認いただきますようお願い申し上げます。あわせまして、この防災情報タブレットの平時における情報発信の向上にも一層努めてまいります。

それでは、前回の定例会以降主な行政報告を行います。

まず、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村の２市１町１村で取り組んでまいりましたごみ処理広域化について御報告申し上げます。

さきの新聞報道やホームページ、タブレットによる発信などで既に御存じの方も多いかと存じますが、改めて御報告させていただきます。

本年６月２日に開催されました第６回伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会において、笠置町は、「現在の４市町村で構成する協議会の枠組みから離れ、京都府内での広域化等を検討を進める」ということを表明いたしまして、同検討協議会においても確認をいただきました。

本町がこの決定に至った主な理由としては、２点ございます。

１点目には、事業費が本町財政に与える影響が極めて大きいことにあります。本町の財政は非常に厳しい状況にあり、あらゆる事業の見直しや歳出削減を進めております。しかし、将来にわたり町を維持していくためには、水道をはじめとする公共施設の整備や人口減少・高齢化に伴う住民生活の維持など、計画的に財政を投入しなければなりません。ごみ処理等に多額の費用を負担することは、今後の町政運営を大きく圧迫することから、現在の枠組みを離れて検討を行うことが望ましいと判断したところでございます。

２点目は、京都府や京都府南部地域の自治体とのつながりを重視する必要があるという点でございます。本町単独でごみ処理を行うことは不可能でありますが、今後の本町の生き残りを考えたとき、ごみ処理に限らず、あらゆる分野で自治体同士のより深い連携が必要になると考えております。

現在でも、し尿処理、消防、医療、生活情報など、生活に欠かせない多くの業務において、木津川市や相楽郡の市町村と一体となって運用をしておるところでございます。１０年先、２０年先を見据え、将来にわたり町を存続させていくためには、この強固な地域的なつながりのある京都府及び京都府南部地域との広域連携を、最優先に模索していくことが最も望ましいと考えたところが主な理由でございます。

町民の皆様のおかれましては、これからのごみ処理について不安を抱かれる方も多いと存じます。まず、今すぐにごみ処理ができなくなるということではございません。そしてまた、

ごみの出し方等が変わるということではございません。しかし、町民の皆様の日々の生活に支障が出ないよう、京都府内の自治体へ速やかに働きかけを行い、安定したごみ処理体制を責任を持って早期に確保してまいります。

また、これまで府県の枠を越えて笠置町を温かく話合いの場に迎えていただき、共に熱心に議論を重ねてくださった伊賀市、名張市、南山城村、そして三重県、京都府の関係者の皆様におかれましては、心から感謝を申し上げる次第でございます。関係府県や市・村の皆様とは、これまで以上に良好な関係を継続できますよう努めてまいる所存でございます。

これまでの経過も含めて、本定例会での質疑や７月上旬に開催を調整しております住民説明会の場におきまして、十分に説明をしてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、本年３月より配布を開始いたしました防災情報タブレットの各世帯への配布状況でございます。

本年６月１０日現在で、４２１世帯の方への配布が完了し、配布率は８３％となっております。当初は、職員が出向いて配布する旨のお知らせをしてまいりましたが、多くの皆様に配布手続への御協力をいただきましたことにより、早期に多くの方々へのお届けすることができました。心より感謝を申し上げます。

しかし、防災情報をはじめとする各種情報を、全ての世帯の皆様に活用していただく必要がございます。現在は、住民登録はあるものの長年お住まいでない方や連絡が取れない方について、民生児童委員の皆様の御協力をいただいておるところでございます。この取組は、町全体で引き続き配布に取り組んでいく所存でございます。

次に、物価高騰対策の重点支援地方交付金事業についてでございます。

本町として初めての取組となる水道基本料金の１年間相当額の現金支給及び町民１人当たり２万円の現金支給についてお知らせしてきたところでございますが、大変お待たせをいたしました。

まずは、水道基本料金１年間相当額の現金支給について、第１回目の支給、口座振込になりますけれども、７月３日金曜日とする案内を、一昨日、６月１６日に発送いたしました。こちらは、現在水道料金を口座振替でお支払いいただいている皆様には、特段の手続は不要で、振替口座に直接振り込みさせていただきます。また、現在銀行等の窓口でお支払いいただいている皆様には、振込口座を申請していただき、口座振込にて支給をいたします。この通知を受け取られた皆様におかれましては、まずは通知内容を御確認いただきますようお願

い申し上げます。

なお、１人２万円の給付につきましては、世帯主の方に、世帯人数分の給付金をまとめて支給するものでございます。支給先の口座につきましては、マイナンバーの公金受け取り口座への口座振込を想定して作業を進めておりますが、水道基本料金とは異なる手順での事務作業を行っているため、通知の発送の予定が７月中旬、８月上旬から、順次お振り込みが開始できるように準備を進めております。今しばらくお待ちいただければと存じます。

最後となりましたが、本定例会に御提案申し上げます議案は、報告４件、諮問１件、同意１１件、議案は補正予算３件を含む６件でございます。

なお、国におきまして、物価高対策のための支援交付金の追加予算が成立いたしまして、当町への交付の額の内示がございました。先ほど御報告申し上げました１人当たり２万円の現金給付額に、１，５００円を増額して給付したいと考えております。本定例会におきましては、一般会計補正予算を追加で提案させていただく予定としております。

以上、行政報告といたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　これで、諸般の報告を終わります。

議長（西　昭夫君）　日程第４、報告第２号、令和７年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件、日程第５、報告第３号、令和７年度笠置町簡易水道事業会計予算繰越計算書の件、日程第６、報告第４号、令和７年度（２０２５年度）城南土地開発公社決算に関する報告書の件、日程第７、報告第５号、令和８年度（２０２６年度）城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件、以上の４件はいずれも報告です。会議規則第３７条の規定により、一括して報告を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　報告第２号から報告第５号を一括して御報告させていただきます。

報告第２号、令和７年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件でございます。３月議会において承認いただきました８事業につきまして、地方自治法第２１３条第１項の規定により、令和８年度への繰越額を６，２１７万１，０００円とし、計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第３号、令和７年度笠置町簡易水道事業会計予算繰越計算書の件でございます。令和７年度笠置町簡易水道事業会計予算について、地方公営企業法第２６条第１項の規定により、令和８年度への繰越額を５，３３０万円とし、計算書を調製いたしましたの

で、同法第２６条第３項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第４号、令和７年度城南土地開発公社決算に関する報告書の件でございます。令和８年４月に開催された城南土地開発公社理事会において、令和７年度事業報告及び決算が承認されましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第５号、令和８年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件でございます。令和８年３月に開催された城南土地開発公社理事会において、令和８年度事業計画並びに予算が可決されましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により報告するものでございます。

以上、４件の報告でございます。

議長（西　昭夫君）　これで報告を終わります。

議長（西　昭夫君）　日程第８、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦の件について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、浦井紀代美氏の任期が令和８年１２月３１日をもって満了となりますので、継続して同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会に諮問するものでございます。

なお、委員の任期は令和１１年１２月３１日までございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西　昭夫君）　議案の説明を求めます。人権啓発課長。

人権啓発課長（増田紀子君）　失礼いたします。

諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦の件について御説明を申し上げます。

この説明は、議案書の朗読をもって代えさせていただきます。

諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦の件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年６月１８日提出。

笠置町長、山本篤志。

記としまして、

氏名、浦井紀代美。

住所、京都府相楽郡笠置町大字笠置。

以上で説明を終わります。

議長（西　昭夫君）　本件は質疑、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この際申し上げます。全ての議案に対して、起立しない者は反対とみなします。また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

本件は、これに適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦の件は、適任とすることに決定しました。

なお、この旨を町長に答申します。

議長（西　昭夫君）　日程第９、同意第１号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件を議題とします。

先例により、田中邦男君の退場を求めます。

（田中邦男君退場）

議長（西　昭夫君）　提出者の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　同意第１号、副町長の選任につき同意を求める件について、提案理由を申し上げます。

当町の副町長につきましては、令和３年６月から不在となっておりますが、町長を補佐し、行政運営を円滑に進めるためには副町長が必要であり、また、京都府との関係性の強化が必要不可欠であることから、これまでから、京都府に対し派遣を求める要請を行ってまいりました。このたび、令和７年度に京都府から当町に派遣いただき、参事兼希望のまち推進課長として勤務いただき、令和８年３月京都府を退職され、４月から参与として勤務いただいている田中邦男氏が、副町長として適任であると判断し、地方自治法第１６２条の規定により、

議会の同意を求めるものです。

なお、任期は議決の翌日から４年間でございます。

御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（西　昭夫君）　議案の説明を求めます。参事。

参事（前田早知子君）　失礼いたします。

同意第１号、副町長の選任につき同意を求める件につきまして、議案の説明をいたします。

町長を補佐いただき、行政運営を円滑に進めるため、副町長の選任について議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

笠置町副町長の選任につき同意を求める件。

笠置町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６２条の規定により、議会の同意を求める。

令和８年６月１８日提出。

笠置町長、山本篤志。

記。

住所、京都府京都市伏見区。

氏名、田中邦男。

年齢、６０歳。以上でございます。

また、経歴といたしましては、昭和５９年４月に京都府に採用され、商工労働観光部や政策企画部で勤務。令和４年度から３年間は、相楽東部未来づくりセンターで勤務され、令和７年度は、京都府からの派遣人事により、当町の参事兼希望のまち推進課長として勤務いただきました。令和８年３月末で京都府を退職された後、本年４月からは参与として勤務いただいております。以上です。

議長（西　昭夫君）　本件は質疑通告が提出されましたので、これから質疑を行います。

まず、西朋子議員の発言を許します。西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

今回の副町長の選任につきましては、笠置町にとって、今後の成果に大いに期待できる案だと思いますけれども、何点か確認したいことがあります。

まず、現在は副町長が不在ですが、どのような問題が発生していますか。また、それらを解消するために、参与ではなく副町長でなければならない理由は何ですか。

財政が厳しい中での御判断ですが、財政面はどのようにお考えですか。また、副町長を置くことにより、笠置町にはどのようなメリットがありますか。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、１点目の副町長、どのような問題が生じているか、あとまた、参与ではなく副町長でならない理由についてでございます。

まず、不在に関する問題点というところでございますが、町長が出席しなければならない対外的な事業が重複した場合、また、政治色のある会合につきましては、町長一人が対応しなければならないというのが実態でございます。その調整ができない場合においては、欠席するという場合もありますが、時には、やはり政治的判断というのが相談できないことであったり、町長の職務代理をする者がいないというのが最大の問題だと考えています。

４月からは、地方公務員法の第３条第３項第３号の掲げる非常勤の特別職であります参与として任命しておりますが、知識・経験からの助言を行っていただくという目的でございます。そのため、決裁権というものはないというふうに考えております。また、参事というのは一般職の職員でございますので、政治的判断なりができないという要素もございます。

以上の理由からも、責任の重さというのは、副町長と参与というのは全く違うものであるというふうに考えております。

次に、町の財政も考えたという視点での御質問でございます。

まず、副町長に関する人件費につきましては、本年３月議会のほうで当初予算には計上しておりまして、御承認はいただいているところでございます。先ほども申し上げましたとおり、参与は非常勤の特別職、参事は一般職であり、決裁権や責任の度合いも違います。また、行政運営を円滑に進めるためには、京都府との関係性を強化することが必要であります。

そこで、答弁重なりますけれども、京都府に対して派遣をお願いしてきたということもございます。その派遣した効果、田中氏を派遣いただいたということで、令和７年からは京都府から田中氏を派遣いただいて、参事兼希望のまち推進課課長として、例えばタブレットの導入や村タクの公共交通、企業版ふるさと納税の取組など、多くの事業を推進していただいたところでございます。

これからも、これも３月議会のほうで、私の施政方針の中でも新しい多くの事業を御説明させていただきましたところでございます。それら多くの事業にもしっかりとして関わって、町の住民の皆さんの住民福祉の向上など含めて、しっかりと取り組んで進めていかないとい

けないというふうに考えております。田中氏におきましては、本年３月末で京都府を退職されてはいますが、京都府との連携を考えますと、太いパイプがある副町長として、適任であると考えるところでございます。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　ほかに質疑はありませんか。６番、山本翔太議員。

６番（山本翔太君）　６番、山本です。

先ほどの朋子議員の質問とちょっとかぶってしまうところもあるんですけれども、ちょっともう一度お聞きしたいんですけれども、違う、合計３つ質問させてもらいます。

今の段階で副町長が必要なのはなぜかということをもう一度お聞きしたいのと、今まで副町長が不在でもやってこられたことは事実で、今の体制でもやっていけるのではないか。あともう一つ、副町長の月の給料とボーナスの金額、年収は幾らか。この３つ教えてください。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　まず、今の時期に副町長を置かないといけないという御質問についてでございます。

さきの議員の御質問にもお答えいたしましたが、特に、私がこの３月議会のほうでは、施政方針の中で数多くの新しい取組を発表させていただきました。そのやはり推進に当たりましては、私一人でできるものではございませんし、やはり私の業務も増えてきております。その中で、やはり補佐する、そして重責を担ったやはり副町長というのが必要であるというふうに考えております。そのため、今の段階で御提案させていただくものでございます。

そして、今までが不在であったという話でございます。こちら先ほどの答弁にも重なりますが、やはり業務というのは相当増えております。それはやはり新しい取組もしてきたということでございます。そのことを考えますと、御質問にあるように、１人ででもできるかもしれません。ただ、歩みというのは全く違ってくると思っています。笠置町におきましては、様々な取組、正直待ったなしのことが多いと考えております。その待ったなしの取組に、少しでも早く施策を実現させていくためには、やはり今不在である中よりも、しっかりと補佐する立場の者と一緒に、そして町全体が一つになって取り組むということが必要だと考えておりますので、不在というのは考えていないところでございます。

そして、副町長の給与等につきましては、参事のほうからお答えさせていただきます。

議長（西　昭夫君）　参事。

参事（前田早知子君）　失礼いたします。

山本翔太議員の御質問にありました副町長の給与でございます。こちらのほうは、常勤の

特別職の条例でありますとおり、月額は５８万５，０００円というところになります。お支払いをさせていただく手当といたしましては、地域手当と期末手当になっておりまして、通常４月から在職した場合でしたら、９５０万程度というふうになります。

今回につきましては、７月以降となりますので、また調整をさせていただくというふうに思っております。

すみません、先ほど漏れていた、再度、副町長の給与としてお支払いさせていただくのは、５８万５，０００円の給料、それに対する地域手当と期末手当でございます。

議長（西　昭夫君）　６番、山本翔太議員。

６番（山本翔太君）　６番、山本です。

じゃ年収で結果的に幾らになるのか、そこだけちょっと教えてください。

議長（西　昭夫君）　参事。

参事（前田早知子君）　失礼いたしました。

年収といたしましては、９５０万程度になります。以上です。

議長（西　昭夫君）　ほかに質疑はありませんか。４番、山本麻也議員。

４番（山本麻也君）　４番、山本です。

笠置町は、現在財政難であります。こうした中で、今回副町長の選任同意を提出されたわけですが、この副町長に係る人件費は先ほど聞きましたが、参与のときとの差額といいますか、それは幾らになるのでしょうか。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまの参与との差額ということでございますけれども、すみません、反問権という形でよろしいでしょうか。

議長（西　昭夫君）　どういう理由で反問権を。

町長（山本篤志君）　参事との差額というところの御質問の趣旨というのをお伺いしたいというところでございます。趣旨を、御質問の、参与の額をお尋ねの趣旨というですね。その趣旨をお伺いしたいというふうに思ってしたものです。

議長（西　昭夫君）　ただいまの反問権の行使について、これを許可します。

山本麻也議員、答えてください。

４番（山本麻也君）　４番、山本です。

笠置町は、現在財政難であります。こうした中で、副町長に置かれた場合と参与のときの給料の場合、差額が出ますよね。それで、今財政難である上で、その差額出た分を、どう言

うたらいいのかな、計上されているとは思うんです、人事費は予算上、されていると思うんですけれども、その差額に対してはどのように思われますか。

議長（西　昭夫君）　いいですか、これで。分かりました。では、町長。

町長（山本篤志君）　参事との差額ということでございます。

その中で、

（「参与」と言う者あり）

町長（山本篤志君）　参与ですね、すみません、失礼いたしました。参与ですね。

副町長につきましては、条例上で定めがございますので、誰でも見られるということで、公開されている情報なんでお答えはさせていただきましたが、参事というのは、特に条例上で定めておるものではなく、任用した年歳の個人によって変わってくるものでございます。ですので、個人情報に当たるということから、この正式な額というのはお答えができないというところでございます。

ただ、御指摘のように、事実といたしましては、参与の今の、副町長よりも低い額で任用しております。それはその部分をお答えしないといけないかなと思うんですけれども、ただこのあたり当然増額になるかなというふうには考えておりますが、このあたりを、先ほど他の議員からの御質問にもありましたように、責任の重さということであるということと、やはり施策等をしっかりと進めていく場合には、その差額分といいますか、それ以上の効果が得られるというふうに考えておりますので、御理解賜れればと考えるところです。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　４番、山本麻也議員。

４番（山本麻也君）　４番、山本です。

町長は、ごみ処理広域化の法定協議会から脱退する大きな理由として、財政負担が大きいことを上げておられ、また、そのほかの事業についても、財政難から規模が縮小されたのも多いのではないでしょうか。このような財政難である笠置町が、副町長を設置することで給料面の出費が大きくなります。また、町民への説明及び意見交換が必要であると思います。事前に町民に対して説明責任は、町長にはないのですか。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　様々な財政、先ほどの町からの行政報告の中でも、財政が厳しいということは申し上げたというのは事実でございます。ただ、その中でもやはり事業というのは進めないといけない。やはり住民福祉の向上にもしっかりと取り組まないといけないという理

由から、使うところには使っていくということも必要かと考えておりますので、このあたり御理解賜れればと考えるところでございます。

それと説明につきましてですけれども、まずは、住民説明も含めてになりますけれども、議会の皆様というのがやっぱり住民の代表として選ばれてこられた方だと考えておりますので、この議会において同意を諮るということで、今回提案させていただいたものでございます。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　質疑の途中ですけれども、皆さんに申し上げます。

携帯電話の持込みは禁止していませんが、音は消してください。いま一度確認してください。よろしいですか。

続けます。山本麻也議員、いいですか。４番、山本麻也議員。

４番（山本麻也君）　４番、山本です。

３回目になりますので、最後にお聞きします。

決して、今回の候補者個人が副町長にふさわしくないと言っているわけではありません。４月から特別職の参与として任命されたばかりですので、給料面は現行の参与職の給料では駄目なのですか。副町長の肩書がなければ、町長が期待されるような職務を果たしていただくことはできないのでしょうか。本当に財政が厳しい中で、参与の職で笠置町のために頑張っていただくことはできないのでしょうか。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　参与のままでは駄目なのかという御質問でございます。

これもさきの議員の御質問でもお答えしましたように、参与というのは、経験とか知識での助言をいただくというような立場でございます。当然決裁権がないというのが非常に大きなものでございまして、この決裁権を有する者ということでいきますと、副町長になるという形になります。やはりいろんな施策を進める中で、やはり私が不在のときもございますし、やはりしっかりとした責任を持った者が対応していくべきであると考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

議長（西　昭夫君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

（「反対です」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　まず、原案に反対の者の発言を許します。６番、山本翔太議員。

６番（山本翔太君）　６番、山本です。

財政難といわれている中で、様々な事業で出費を少しでも抑えようとしているのが今の笠置町です。副町長を置くと、何百万という出費が増えます。財政難というならば、参与の状態でいいと思います。参与で、この財政難を乗り切ってから副町長の任命を検討していただくほうが、住民の理解を得られると思います。今の体制の中で、よりよい事業や政策を工夫するように求めます。

以上を理由として、反対意見とさせてもらいます。

議長（西　昭夫君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

同意第１号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件について、賛成の立場で討論させていただきます。

笠置町にとって、京都府との太いパイプができるなど、メリットがあると理解しました。財政についても、厳しい中で新たに任命するよりも、笠置町での業務に慣れており、東部３町村のこともよく分かっておられるということもあり、現田中参与であれば、さらに負担が最小限で済むことなどを考え、本件を提案されたということだと思います。

現田中参与は、元京都府の職員で、京都府の商工観光部門にもおられ、観光業に力を入れている当町にとって、京都府との関係をさらに強いものになると期待します。そして、その強みを、少子高齢化や人口減少など様々な問題を抱える当町のために生かしてもらえると思いますし、日々町長が行っている数々の業務についても、副町長と連携体制を取ることにより、３倍、４倍、それ以上の力になることによって、業務の幅が広がるだけでなく、より円滑に進めることができると思います。そして、住民にとってメリットになると期待します。

このような理由から、同意第１号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件について、賛成いたします。

議長（西　昭夫君）　ほかに。４番、山本麻也議員。

４番（山本麻也君）　４番、山本です。

反対討論をいたします。

私は副町長の選任同意を求める件について、反対の立場で討論いたします。

議案審議の中でも質問させていただきましたが、笠置町の財政難を理由に、ごみ処理広域

化の法定協議会からも脱退しなければならない状況にあって、今副町長を設置することによって、さらなる人件費の高騰を招くことになります。参与から副町長になることで、年間の人件費が約１，０００万円になります。笠置町の予算全体にすれば僅かなものかもしれませんが、あえて今人件費が上がってでも副町長を選任しなければならないものかと。もっと慎重に考え、討論し、町民にも説明すべきだと考え、反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

議長（西　昭夫君）　ほかに討論はありませんか。７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

同意第１号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

提案理由にもありましたとおり、長年副町長が不在となっております。町長の職務は多岐にわたるため、行政運営を円滑に進めるために、町長を補佐する副町長が必要です。また、対外的にも副町長の存在が必要と考えます。田中氏は長年京都府に勤務をされ、京都府とのパイプ役として重要な存在であることから、賛成の討論とさせていただきます。

議長（西　昭夫君）　ほかに討論はありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意第１号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意をすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立多数です。したがって、同意第１号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

田中邦男君の入場を認めます。

（田中邦男君入場）

議長（西　昭夫君）　田中邦男君に申し上げます。

同意第１号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

議長（西　昭夫君）　日程第１０、同意第２号から日程第１９、同意第１１号、笠置町農業委

員会委員の任命につき同意を求める件の１０件を、会議規則第３７条により一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　同意第２号から同意第１１号までの笠置町農業委員会委員の任命につきまして同意を求める件について、一括して提案理由を申し上げます。

令和８年７月１９日に笠置町農業委員会委員の任期が満了いたしますので、その任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条の第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期は令和８年７月２０日から３年間となります。

御同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（西　昭夫君）　議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　失礼をいたします。

同意第２号から同意第１１号につきましては、同一内容でございますので、一括して御説明させていただきます。

同意の説明につきましては、全て朗読をもって御説明させていただきます。

同意第２号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件。

下記の者を笠置町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年６月１８日提出。

笠置町長、山本篤志。

記は、住所、氏名の順に申し上げます。

笠置町大字有市、植田克巳。

同意第３号、笠置町大字笠置、西岡良祐。

同意第４号、笠置町大字有市、田中正嗣。

同意第５号、笠置町大字笠置、谷川優。

同意第６号、笠置町大字笠置、西久保正明。

同意第７号、笠置町大字笠置、仲北達夫。

同意第８号、笠置町大字飛鳥路、巽秀男。

同意第９号、笠置町大字切山、上村秀夫。

同意第１０号、笠置町大字有市、垣内宏之。

同意第１１号、笠置町大字有市、有田康善。

なお、同意第７号、仲北達夫氏につきましては、農業委員会等に関する法律第８条第６項により、委員の任命に当たっては、利害関係の有しない中立委員として任命する方でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西　昭夫君）　お諮りします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　異議なしと認めます。したがって、本案については質疑、討論を省略して、直ちに採決をいたします。

採決は１件ごとに行います。

この採決は起立によって行います。

まず、同意第２号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、同意第２号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第３号の採決を行います。

同意第３号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、同意第３号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第４号の採決を行います。

同意第４号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、同意第４号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第５号の採決を行います。

同意第５号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、同意第５号は、原案のとおり同意すること

に決定しました。

次に、同意第６号の採決を行います。

同意第６号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、同意第６号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第７号の採決を行います。

同意第７号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、同意第７号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第８号の採決を行います。

同意第８号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、同意第８号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第９号の採決を行います。

同意第９号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、同意第９号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第１０号の採決を行います。

同意第１０号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、同意第１０号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第１１号の採決を行います。

同意第１１号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、同意第１１号は、原案のとおり同意するこ

とに決定しました。

ここで、休憩をします。

休　　憩　　午前１０時３１分

再　　開　　午前１０時４５分

議長（西　昭夫君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西　昭夫君）　日程第２０、議案第２８号、加茂笠置組合規約変更の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　議案第２８号、加茂笠置組合規約変更の件につきまして、提案理由を申し上げます。

加茂笠置組合議会の議員定数を変更するとともに、規約の表記を改めるなど、加茂笠置組合規約を変更することについて、地方自治法第２８６条第１項の規定により協議するため、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西　昭夫君）　議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　議案第２８号、加茂笠置組合規約変更の件について御説明いたします。

現行の加茂笠置組合規約につきまして、組合議員の定数を変更するとともに、規約の表記を片仮名・文語体から平仮名・口語体表記へと改正するため、全部を改正するものでございます。また、それに併せまして、地方自治法の規定を充足するよう、所要の改正も行っております。

議案書の１ページを御覧ください。

第１条では、組合の名称を追加しています。第３条の２では、本条例で定めるべきものについては、別に定めるものを除き、木津川市の条例を準用するとしています。第４条では、事務所の所在地の住所を追記しています。第５条では、組合議会の議員定数を８人とし、それぞれの市町から選出する議員の数を２人ずつ減らすこととし、木津川市は５人、笠置町は３人と改めています。

２ページに移りまして、第６条では、議員の任期について、第７条では、議長及び副議長について、第８条では、執行機関について、項立てにより文言整理をしております。第９条では、監査委員についての人数や選任方法などを明記しております。

附則としまして、この規約の施行日を令和９年５月１日としております。

説明は以上でございます。

議長（西　昭夫君）　これから質疑を行います。

議案第２８号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

施行日が令和９年５月１日ということなんですが、加茂笠置組合の規約変更の件をこの笠置町議会で可決された後、どのように進んでいくのか。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今後のスケジュールについてでございますが、地方自治法第２８６条第１項に基づきまして、一部事務組合でやる加茂笠置組合規約の変更には、同法第２９０条により、木津川市と当町それぞれの議会での議決をいただくことになっておりまして、その後に京都府知事の許可が必要となっております。

規約の施行日につきましては、木津川市の改選の時期に合わせて設定をしておるところでございます。

議長（西　昭夫君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　これで議案第２８号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２８号、加茂笠置組合規約変更の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第２８号、加茂笠置組合規約変更の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、議案第２８号、加茂笠置組合規約変更の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西　昭夫君）　日程第２１、議案第２９号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　議案第２９号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件について、提案理由を申し上げます。

令和８年度税制改正に対応するため、京都地方税機構規約の一部を変更することについて、京都府及び京都市を除く福知山市ほか２３市町村と協議をしたいので、地方自治法第２９１条の１１の規定により提出するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西　昭夫君）　議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（岩﨑久敏君）　それでは、議案第２９号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件について御説明させていただきます。

京都地方税機構の規約につきましては、京都府及び京都市を除きます福知山市ほか２３市町村での議会で議決をいただいた後、税機構から総務大臣に許可申請を提出し、許可を得るものとなっております。

新旧対照表で説明をさせていただきますので、議案書２ページをお願いいたします。

第４条、広域連合の処理する事務についてでございます。第１項第２号では、令和８年税制改正において、自動車税及び軽自動車税の環境性能割が廃止されたことにより、文言修正が行われております。

次に、附則についてでございます。附則第１項は、施行期日に関するもの、また、第２項は、自動車税、第３項は、軽自動車税の経過措置に関するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（西　昭夫君）　これから質疑を行います。

議案第２９号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで議案第２９号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２９号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第２９号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、議案第２９号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西　昭夫君）　日程第２２、議案第３０号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　議案第３０号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件につきまして、御提案を申し上げます。

民法改正に伴いまして、公営住宅入居の際に、保証人の確保が困難であることを理由に入居ができないといった事態が生じないため、保証人の確保を不要とするため、条例の一部を改正するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西　昭夫君）　議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　失礼をいたします。

議案第３０号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件について御説明いたします。

今回の改正は、町長の提案理由にもありましたとおり、民法改正による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加を踏まえ、今後公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されるところ、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることのないように、保証人に関する規定を削除するものです。

新旧対照表で御説明させていただきます。

議案書の２ページをお願いします。

第６条、入居者の資格では、第１項中の第５号、「入居者の収入以上の収入を有する連帯保証人（以下「連帯保証人」という）が２人あること」を削除し、第６号を第５号とし、第７号を第６号としています。第１１条、入居手続、第１項中の１号、「独立の生計を営み、

かつ、入居者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人２人の連署する請書を提出すること」を削除し、第２号を第１号としています。

３ページをお願いします。

第１２条、連帯保証人の条文を削り、第１３条を第１２条とし、第１４条から第４５条までを１条ずつ繰り上げます。

なお、本条例の施行日は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。

議長（西　昭夫君）　これから質疑を行います。

議案第３０号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

民法の改正に伴いということですが、民法はいつ改正されたのか。また、現在、笠置町営住宅の入居募集はされていないと思いますが、保証人の件で入居できなかった事案があったのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西　昭夫君）　建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　ただいまの由本議員の御質問にお答えします。

民法の改正につきましては、令和２年でございます。

現在入居募集を行っておりませんが、連帯保証人で入居できなかったことはございません。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

民法が令和２年に改正されて、何で今こういう改正がされるのかというのが疑問に思うんですけれども、そもそも令和６年度決算で５９９万９０６円の収入未済額がある中で、この保証人の是非をどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西　昭夫君）　建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　ただいまの由本議員の御質問にお答えいたします。

連帯保証人につきましては、亡くなられた方等おられて、連帯保証人から徴収できるという状態ではなかったので、５９９万ほどの滞納分が出ております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

そしたら、この未収金の額は、今後どのように解決されるのか、そのあたりと、そもそも町営住宅の入居について、住宅の整備を考える必要があるかと思うんですが、そのあたりのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（西　昭夫君）　建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えします。

未収金につきましては、今現在入居されている方と、どのようにお支払いしていくかという集金等のお話をさせていただいて、回収していきたいと考えております。

住宅整備の建て替えにつきましては、今後とも住みよい住宅に整備していきたいと考えております。以上です。

議長（西　昭夫君）　由本議員、質問に全て答えてもらえましたか。４つ目も認めますけれども。７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

未収金の話なんですけれども、そのあたり滞納分で５３５万３，０００円幾らあるんですよね。現年住んでおられる方とその話どうのこうのをおっしゃいましたけれども、このあたり、先ほど、もう保証人の方がおられないというような話もされていましたけれども、そのあたりはどうするのかということのまた答弁と、令和２年度に民法が改正されたのに、何で今までほうっておいたというあたりの答弁がなかったのかなと思いますので、そのあたりお願いしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　参事。

参事（前田早知子君）　失礼いたします。

由本議員の御質問、建設産業課長の答弁に補足させていただきます。

まず、民法の改正、令和２年にやったときに改正していなかったという件ですけれども、民法改正されて、保証人の削除するかどうかというのは、地方自治体に委ねられていたものでございます。令和２年と令和６年に国交省のほうから、入居できないようなことがないように、それぞれの自治体で考慮するようにというような通知が送付されてきておりました。

先ほど植田建設産業課長のほうから、保証人がいないから入居できない事例はなかったということは答弁させていただいておりますけれども、今後、高齢の単身世帯が増えていくというふうなことも鑑みまして、今の時期ではありますけれども、再度その通知の内容を協議いたしまして、今の時期になったというものでございます。

それから滞納に関する徴収の件ですけれども、うちのほうで債権管理条例というものを制定をしております。ただ、なかなかうまく運用ができていないというところでもございますので、こういった住宅使用料であったり、それからほかの私債権に係るものにつきましては、今後、庁内全体で整理した中で、住宅使用料に限らず、運用をきっちりとしていきたいというふうに考えておりますので、運用が遅れておりますことは、こちらのほうのうまく調整できなかったというところでもございますので、早急な形で徴収に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西　昭夫君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　これで議案第３０号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３０号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第３０号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、議案第３０号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西　昭夫君）　日程第２３、議案第３１号、令和８年度笠置町一般会計補正予算（第２号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　議案第３１号、令和８年度笠置町一般会計補正予算（第２号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和８年度笠置町一般会計歳入歳出総額１７億５，７５０万９，０００円に、歳入歳出それぞれ３，９２６万３，０００円を追加し、総額を１７億９，６７７万２，０００円とするもので、主には、地域おこし協力隊への支援に係る委託料や地域活性化起業人を新たに１名派遣いただくための負担金、また、企業版ふるさと納税制

度活用事業に係る経費を計上しております。

歳入につきましては、特別交付税や国庫補助金を増額計上し、財政調整基金繰入金については３３４万２，０００円を増額しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西　昭夫君）　議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　議案第３１号、令和８年度笠置町一般会計補正予算（第２号）の件につきまして、私のほうからは、歳入予算と総務財政課が所管します歳出予算につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入予算について説明をいたします。

予算書８ページを御覧ください。

１２款地方交付税につきましては、特別交付税として１，０００万円を増額計上しております。

歳出につきましては、所管課より説明をさせていただきますが、本補正予算で、特別交付税の省令項目となっております地域おこし協力隊、また地域活性化起業人に要する経費を計上しており、それに対する特別交付税でございます。

特別交付税に関する省令では、この２つの事業の交付額の算定方法につきまして、総務大臣が調査した額としており、対象経費により上限が定められていたり、０．５を乗じるなど、条件はございますが、それらを積み重ねた額が交付されることとなっております。

ただ、国では特別交付税の総額は地方交付税全体の６％と決められており、年度末までに自然災害などの緊急の財政需要があった場合には、優先的に交付されることもございます。

また、議会でもよくお話をさせていただいておりますが、特別交付税につきましては、最終の交付決定額は３月末まで分からないということもありまして、現時点では確実に１００％交付されるとは言い難いので、歳入欠損という結果を避けるため、現時点では財源留保をしまして、約５割の１，０００万円を計上しておるところでございます。

続きまして、１３款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金で、学童保育負担金を４８万円減額しております。令和８年度の町長の施政方針にもありますように、放課後児童クラブの無償化に伴いまして、保護者に納めていただく負担金として計上しておりました予算につきまして、全額減額するものでございます。

続いて、１５款国庫支出金、２項国庫補助金、４目土木費国庫補助金として、１節社会資本整備総合交付金の交通安全分を１７５万７，０００円増額計上しております。補助金額の

内示がございましたので、事業費と合わせて増額計上しております。

また、１６款府支出金、３項委託金、３目商工費委託金では、東海自然歩道管理委託金を１万２，０００円増額計上しております。こちらも委託金額の決定によるものでございます。

続いて、１８款寄附金、１項寄附金、２目指定寄附金で、１，３００万円計上しております。企業版ふるさと納税制度活用事業に伴う寄附金を見込んでおります。

続いて、１９款繰入金、１項基金繰入金では、１目財政調整基金繰入金を増額計上しております。先ほど町長が申しました金額を修正させていただきまして、９４５万２，０００円を増額計上しておるところでございます。歳出に対する財源調整のため増額計上するもので、財政調整基金繰入金の予算総額は１億１，９６９万４，０００円となっております。また、２目ふるさとづくり基金繰入金を４８万円計上しております。先ほど言いました放課後児童クラブ無償化に伴い減額しました負担金分について、ふるさとづくり基金を活用し、補填することとしております。

これに関連して、歳出のほうですが、１４ページの中ほど、３款民生費のところでございますが、１目児童福祉総務費が、補正額ゼロ円の計上となっております。財源を分担金及び負担金から繰入金に組み替えたことにより、歳出科目にも上がってきておるもので、財源内訳欄についても、減額される負担金と増額される繰入金が、同じその他欄になるため、増減ゼロということで空欄になっているものでございます。

９ページに戻りまして、２１款諸収入、３項雑入では、消防団退職報償で１７４万２，０００円を計上しております。消防団員等公務災害補償等共済基金から支払われるもので、令和７年度末に退職された消防団員に対する退職報償に充当いたします。また、自治総合センターが実施する宝くじコミュニティ助成事業助成金で、１６０万円を計上しております。令和８年度のコミュニティ助成事業として、東部区の事業が採択されましたので、助成金を計上しております。

最後に、２２款町債、１項町債、４目土木債として、１節過疎対策事業債を１７０万円増額計上しております。道路安全対策事業として事業費を増額しておりますので、国庫補助金に合わせて、過疎対策事業債を増額するものでございます。

ページ戻りまして、４ページを御覧ください。

第２表、地方債の補正でございますが、過疎対策事業債の増額に伴い、限度額の総額を８，９７０万円から９，１４０万円に増額補正しております。

続きまして、歳出予算でございます。

全体を通しまして、人件費につきましては、４月１日付の採用や人事異動等に伴い、予算の組替え等をしているものですので、説明については省略をさせていただきます。

それでは、１１ページを御覧ください。

上段、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費で、自治振興対策事業としてコミュニティ助成事業助成金を１６０万円計上しております。歳入でも説明させていただきましたが、自治総合センターが実施し、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に実施されております助成事業で、令和８年度一般コミュニティ助成事業に東部区の事業が採択されましたので、一旦町で受けた自治総合センターからの助成金を、そのまま東部区へ交付するものでございます。

続いて、同項、３目財政管理費では、基金管理事業として、企業版ふるさと納税基金積立金として１５０万円を計上しております。企業版ふるさと納税制度活用事業に係る寄附金につきまして、７年度末に２００万円の寄附がございました。納税いただいたのが３月末ということで、事業を実施していただく期間もなく、基金に積み立てる予算もございませんでしたので、一般財源化し、８年度に繰り越ししたもので、要綱上、補助金として交付できる寄附金額の７５％を基金に積み立てているものでございます。

続いて、同項、５目財産管理費の運動公園管理事業で、修繕料２７万３，０００円を計上しております。運動公園駐車場にありますトイレにつきまして、経年によりタイルの一部が剝がれ落ち、早急な対応が必要となりましたので、今後剝がれる危険がある箇所も含めまして、タイルの張り替えを行うものでございます。

次に、１２ページ上段を御覧ください。

同項、８目防災諸費で、防災事業として２０万円計上しております。

主要事業調書の１ページを御覧ください。

町長の施政方針をはじめ、３月議会でもお話をさせていただきましたが、本年９月２６日土曜日に、いこいの館におきまして、防災フェアを開催いたします。町民の皆様の防災知識普及と防災意識の向上を目的としており、災害に対する備えや災害発生時における適切な初動対応など、地域での自助・共助が円滑に機能するよう、防災フェアを通しまして楽しく学べる機会を提供したいと考えております。

予算の内訳としましては、講師に対する謝礼に２万円、消耗品費１０万円、当日の協力団体の昼食や炊き出しブースに係る食材に６万円、また、イベント周知用チラシの印刷代としまして２万円を計上しております。

予算書に戻っていただきまして、１７ページ中段を御覧ください。

８款消防費、１項消防費、１目常備消防費として、相楽中部消防組合分担金を２３８万円増額計上しております。令和８年度分担金の予算が決定しましたので、追加で計上をしております。相楽東部３町村で分担する東部出張所及び和束出張所に係る経費で、人件費の増額が主な理由となっており、また、新庁舎への移転に伴いまして、消防本部と消防署が占有する床面積にも変更がありましたので、前年度からは増額となっております。

同じく同項、２目非常備消防費では、消防団事業として報償費１７４万２，０００円を計上しております。７年度末に退職されました消防団員に係る退職報償費でございます。

最後に、９款教育費、２項社会教育費、１目文化財保護費、文化財保護事業として３万７，０００円を減額しております。予算の執行に当たりまして、再度経費削減の方法を検討したところ、これまでは業者に委託していました六角堂跡の管理を、直接会計年度任用職員を雇用し、回数や内容を見直すことにいたしました。予算の組替えをしております。

総務財政課からの説明は以上となります。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　それでは引き続きまして、希望のまち推進課が所管いたします歳出補正予算について御説明申し上げます。

予算書の１１ページを御覧ください。あわせて主要事項の２ページを御覧いただければと存じます。

２款総務費、１項総務管理費、６目企画費、地域おこし協力隊事業で、委託料として１，４２２万８，０００円を計上しております。これは協力隊の適任者をより確実に見つけるため、地域おこし協力隊の募集実績のある事業者に委託する費用として、今回増額補正をお願いするものでございます。

また、同じく６目企画費、広域行政事業で、相楽広域行政組合の消費生活に係る事業の負担金として８万８，０００円を計上しております。これは当初予算で１６４万５，０００円を計上していたところでございますけれども、相楽広域行政組合において、構成団体の負担金額の見直しがなされたため、増額するものでございます。

続いて、同じく６目企画費、企業版ふるさと納税制度活用事業でございます。報償費２６０万円、地域活性化推進事業補助金９７５万円を計上しております。こちらは企業版ふるさと納税を活用した地域活性化事業を支援する補助事業でございます。歳入のほうでも指定寄附金として計上しておりますけれども、今年度に入りまして、５月末までに受け入れた

１，３００万円の指定寄附金のうち、７５％、９７５万円を補助金といたしまして、町への指定寄附金の誘引に協力し、成功した社に対して、２０％、２６０万円を報償費として交付するものでございます。

次に、同じく６目企画費、地域活性化起業人事業でございます。こちらも主要事項の３ページをあわせて御覧いただければと存じますけれども、６００万円を計上してございます。現在のところ、ＤＸの推進、観光振興、移住促進等で計６名の企業人に活動いただいておりますけれども、新たに、水道など町のインフラ維持に知見を有する企業人１名に係る経費の増額をお願いするものでございます。

続いて、１６ページに移ります。

６款商工費、観光施設管理事業でございます。こちらは東海自然歩道管理委託料といたしまして、１万２，０００円を計上しております。これは、京都府から委託を受けて実施しております東海自然歩道の草刈り等管理に係る事業でございますけれども、歳入でも計上いたしておりますが、府からの委託料が増額で確定したことに伴って、町の予算としても増額するものでございます。

以上で希望のまち推進課の説明を終わります。

議長（西　昭夫君）　建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　失礼いたします。

建設産業課が所管いたします歳出補正予算につきまして御説明させていただきます。

１４ページの中段をお願いします。

４款衛生費、１項保健衛生費、５目環境衛生費、１８節負担金、補助金及び交付金で、３７４万円を増額計上させていただいております。内容につきましては、簡易水道事業におきまして、機器修繕に係る補助金でございます。

次に、１７ページの上段をお願いします。

７款土木費、２項道路橋梁費、２目道路維持費、１４節工事請負費で、３５５万円を増額計上させていただいております。内容につきましては、社会資本整備総合交付金、防災・交通安全対策分の交付金が確定したことによります工事請負費の増額でございます。

以上で建設産業課が所管いたします歳出補正予算について、説明を終わらせていただきます。

議長（西　昭夫君）　これから質疑を行います。

本件は、歳入歳出ともに１款ごとに質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。

１２款地方交付税の質疑を行います。

１２款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

特別交付税が１，０００万円増額をされております。当初予算で１億４，０００万が計上されており、今回の補正額と合わせますと、１億５，０００万になるわけです。令和６年度決算では、１億３，２２５万３，０００円ということで、１，７７４万７，０００円の増額ということですが、本当に特別交付税が１億５，０００万円頂くということなのか、歳入欠陥にならないのかということが心配でなりません。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど由本議員から令和６年度の交付額について御紹介がありました。令和７年度につきましては、まだ決算には至っていないところではございますが、約１，０００万近くの増額がございました。先ほど答弁の中でも申し上げましたように、国のほうでも特別交付税の総額というのは決まっておりまして、これから先、年度末までにいろんな財政需要がございましたら、そちらが優先されるという懸念もございまして、先ほども言いましたように財政サイドとしましても、歳入欠損というようなことを避けるため、今のところ５割の計上とさせていただいております。

総額で見ますと、前年度から比べますと１億５，０００万の予算額となることで、かなりの増額というふうには見込んでおるところですが、特別交付税の対象となっております事業も、令和８年度についてはたくさんさせていただいています。事業をする上で、そういった財源を確保しながら各課事業をしていただいているというところで、財政としましても、歳入のほうをしっかりと見ていきたいところではございますが、歳入のほうは、今回は５割の計上というところで、それでもその事業をしっかりしていただくことで、今後町の財政にとっては有効に働くのではないかなというところで、所管課のほうとは話をさせていただいたという結果でございます。

議長（西　昭夫君）　これで１２款の質疑を終わります。

次に、１３款分担金及び負担金の質疑を行います。

１３款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで１３款の質疑を終わります。

次に、１５款国庫支出金の質疑を行います。

１５款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで１５款の質疑を終わります。

次に、１６款府支出金の質疑を行います。

１６款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで１６款の質疑を終わります。

次に、１８款寄附金の質疑を行います。

１８款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで１８款の質疑を終わります。

次に、１９款繰入金の質疑を行います。

１９款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

財政調整基金の繰入金９４５万２，０００円が増額ということでございます。すごく財政面で危惧をしておるところでございます。これらは繰り入れた後、財政調整基金の残高はどのようになるのか、今後の見込みについて説明を願いたいと思います。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、財政調整基金繰入金の残高についてでございますが、３月の議会でも、当初予算の際に申し上げましたとおり、８年度につきましては、最終の残高が１億円確保できるように当初予算を組ませていただきましたというところで説明をさせていただきました。ただ、７年度予算の執行を進めていきましたところ、７年度につきましては、剰余金のほうがかなり思っていたよりも増額で見込めるというところで、７年度末の残高につきましては、２億３，０００万ほどになるのではないかというふうに今のところ見込んでおります。

その数字を勘案しまして、今回総額で１億１，９００万ほど予算を組ませていただいておりますので、予定しておる１億円強というところは、８年度末で確保できるというふうに考えております。８年度もしっかり歳出の削減なりしていただいて、８年度末の残高はもう少し残していけるように、執行には十分努めていく考えではおります。以上です。

議長（西　昭夫君）　７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

今の状況でしたら、令和９年度の予算が組めるんかというような、すごく心配するところです。今後、財政運営十分に気をつけて、執行のほうよろしくお願いしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　これで１９款の質疑を終わります。

次に、２１款諸収入の質疑を行います。

２１款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで２１款の質疑を終わります。

次に、２２款町債の質疑を行います。

２２款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで２２款の質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

まず、１款議会費の質疑を行います。

１款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで１款の質疑を終わります。

次に、２款総務費の質疑を行います。

まず、西朋子議員の発言を許します。２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

企画費のところについての質問なんですけれども、地域おこし協力隊事業で１，４２２万８，０００円、これだけかかるとありますけれども、これの内訳と、あと何人採用されるのかということを教えていただきたいのと、新たに地域産品の販売等地域振興に関連した知識を有する人物を任用するという、そういった必要が出てきたのはなぜか、教えていただきたいと思います。

すみません、あと防災諸費のほうについても質問させていただきたいと思います。

防災事業として、防災フェアを開催するに当たり、講師の方、この方に２万円の報酬というのがついておりますけれども、この講師の方には何をしていただくのかということをお聞かせください。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　西朋子議員の企画費に関する御質問のほうにお答えしたいと存じます。

まず、地域おこし協力隊事業の内訳と何人採用かということでございますけれども、協力隊は、現在２名を想定しております。予算の内訳につきましては、協力隊の採用を行うための費用として約２４０万円、協力隊に来ていただいてから必要な費用として約１，２００万円ということで積算してございます。

次に、新たに地域産品の販売等地域振興に関連した知識を有する人物を任用する必要についてでございます。こちらにつきましては、広報の人材ということでございますけれども、本町の産業振興や移住施策はもちろんのことでございますけれども、住民の方に行政サービスを確実に御利用いただくにも、広報というのは非常に重要であるというふうに考えてございます。そこで、一層の情報発信力を強化するために、広報を担う人材を新たに任用したいと考えておるところでございますけれども、そのためには、単なる広報の人材ということではなくして、本町の魅力を再発見いただくという視点を持った方、こういった方に来ていただいて、町内外に効果的な広報を行っていただきたいというふうに考えておりまして、その

ためには地域振興に通じた人物というのが適していると今のところ考えてございます。

私のほうから以上でございます。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　西朋子議員の防災諸費の御質問でございます。

防災フェアを開催するに当たり、講師の方には何をしていただくのかという御質問であったと思います。防災フェアでは、先ほど申し上げましたように、多くの方に来ていただきまして、防災についての知識の普及と防災に対する意識の向上を図る機会にしていただき、今後の御家庭や地域での防災対策に役立てていただきたいと考えております。

講師謝礼としましては、過去に起きました自然災害の脅威とその当時の状況や復旧作業につきまして、災害の体験者に語り部として来ていただき、町民の方にお話を聞いていただく機会を設けたいというふうに考えております。

議長（西　昭夫君）　ほかに質疑はありませんか。７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

まず、１１ページの一般管理費のコミュニティ助成事業が、東部区さんが何か事業されるということですが、どういったことされるのか、そのあたりを説明願いたいと思います。

それと、先ほどもありました地域おこし協力隊ですが、以前協力隊も何ら雇用できなかったというような状況もあったかと思うんですけれども、どうしてこの年度途中でこういう必要性があるのか、そのあたりの説明をお願いをしたいと思います。

それと、地域活性化起業人事業で、水道施設等の更新対応や地域基盤の強靭化をさらに推進するためとありますが、行政実務研修負担金の５００万と年度途中で地域活性化起業人活動補助金が１００万円の必要性について、説明をお願いしたいと思います。

それと、防災事業で２０万円計上されておりますが、先ほどの説明では炊き出しとかいうような説明があったかと思いますが、そうした具体的な内容をお聞かせ願いたいと思います。

議長（西　昭夫君）　参事。

参事（前田早知子君）　失礼いたします。

私のほうからは、由本議員の御質問いただきました地域活性化起業人事業についてお答えさせていただきます。

年度途中ではございますけれども、事業費といたしましては、特別交付税の対象が上限１００万ということでありますので、事業に関連しました分といたしまして、途中ではあるものの１００万円を計上させていただいております。

それから、実務研修の負担金といたしましては、今回来ていただこうと検討している方につきましては、企業の派遣型というところでお願いしているところでございます。活性化起業人につきましては、国の要綱でいきますと、週３日程度の現地での業務というふうになっております。ただ、当町といたしましては、１週間を通して勤務いただきたいというところでございましたので、約５か月分の１か月単価当たりの計算をさせていただいたというところでございます。

業務といたしましては、調書にも書かせていただいておりますとおり、インフラに関するところでございます。御承知いただいておりますとおり、水道につきましては、老朽化といいますか、経年ともなっておりますので、そこらの維持管理であったり、今後必要となってきます水道の管理計画に沿いまして、水道料金の値上げ等も検討する必要もあることから、そういった専門知識、専門的な会社のほうからの派遣をお願いしようというところで見ております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、東部区が採択されましたコミュニティ助成事業の内容でございます。助成事業の内容、一般コミュニティ助成事業ということですけれども、この目的としましては、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図る中で、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業ということになっておりまして、東部区におかれましては、主に集会所で使われるテーブルですとか座椅子ですとか、そういうような備品を整えていただくというような事業ということで採択をされたところでございます。

また、防災フェアの炊き出しの内容でございます。今の私どものほうで計画しておりますのは、例えば、災害が起きましたときになかなか買物にも行けないというような状況の中で、備蓄品を使ったり、家にある常備野菜などを使ったりして、こういうふうな炊き出しができるんだよというような提供をしたいというふうに考えております。以上です。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　由本議員の地域おこし協力隊事業、年度途中ということで、なぜなのかという御質問でございますけれども、全国的には協力隊定着率６割というふうに聞いてございますけれども、本町では、こうした定着がなされていないという状況ございます。これに関しましては、様々な要因が考えられると思いますけれども、１つには、協

力隊員がこちらで定着する上のサポート体制というのが必要なのではないかなというふうに考えてございまして、そうしたサポートをいただけるような体制を、年度途中ではございますけれども、組ませていただきまして、悲願でもございますこの協力隊定着ということで、邁進してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　すみません、先ほど参事の答弁の中で、企業人の活用のという形の中で、一部水道の値上げという答弁があったかと思います。この件につきましては、今年度水道料金の改定の検討のほうを進めていくということを前提としておりますので、決して値上げをという話が先にあるものではございませんので、そのあたりはちょっと訂正させていただきます。以上です。

議長（西　昭夫君）　ほかに質疑はありませんか。７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

地域おこし協力隊も地域活性化起業人もそうなんですけれども、これいつから採用されるのか、そのあたりと、防災事業で炊き出し、これ誰がその炊き出しを作られるのか、そのあたりの説明もお願いしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　参事。

参事（前田早知子君）　失礼いたします。

由本議員の御質問にありました地域活性化起業人ですけれども、一応１１月からの任用を予定しております。以上です。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　由本議員の防災フェアの炊き出しの件についての御質問でございます。

今まだ計画段階でございますので、誰がというようなことを今申し上げるには至っておりませんけれども、できるだけ町内の方に防災に対するそういった知識、意識というところの向上を図っていただきたいというような目的で、町内の方に、多くの方に関わっていただきたいという思いはございます。いろんなブースを考えております。町内以外でも協定を結んでいる企業の方々に協力をいただくブースとかも考えておりますが、できるだけ町内の方いろいろな方に関わっていただきたいというふうな思いはございますので、炊き出しにつきましても、町内で協力いただけるような団体があればというふうなところで今のところは考えております。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　由本議員の地域おこし協力隊、いつからなのかという御質問でございますけれども、今現在、確とした予定ではございませんけれども、目指すところとしては、８月ないし９月ぐらいというのをめどに進めていきたいというふうに考えております。

議長（西　昭夫君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　これで２款の質疑を終わります。

次に、３款民生費の質疑を行います。

３款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで３款の質疑を終わります。

次に、４款衛生費の質疑を行います。

４款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

ちょっと１点確認したいんですけれども、衛生費の簡易水道事業補助金で３７４万円が計上されておりますが、笠置取水ポンプ修繕や笠置山の配水管空気弁の修繕に係る経費ということですが、これ全て一般会計で補助するということなのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えします。

全て一般会計からの繰入れでございます。以上です。

議長（西　昭夫君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　これで４款の質疑を終わります。

次に、５款農林水産業費の質疑を行います。

５款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで５款の質疑を終わります。

次に、６款商工費の質疑を行います。

６款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで６款の質疑を終わります。

次に、７款土木費の質疑を行います。

７款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

１７ページの道路維持事業で、交通安全対策工事が３５５万円計上されております。これの内容について説明願いたいと思います。

議長（西　昭夫君）　建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　工事内容につきましては、町道飛鳥路線の通学路に当たります老朽化した水路の取替えでございます。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　これで７款の質疑を終わります。

次に、８款消防費の質疑を行います。

８款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで８款の質疑を終わります。

次に、９款教育費の質疑を行います。

９款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで９款の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。

全体についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。

これで議案第３１号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３１号、令和８年度笠置町一般会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第３１号、令和８年度笠置町一般会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、議案第３１号、令和８年度笠置町一般会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西　昭夫君）　日程第２４、議案第３２号、令和８年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　議案第３２号、令和８年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ４４万１，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億６，３１７万２，０００円とするものでございます。内容は、人事異動に伴う職員人件費を増額するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西　昭夫君）　議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君）　失礼いたします。

議案第３２号、令和８年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件につきまして御説明をさせていただきます。

予算書の８ページをお願いいたします。

初めに、歳出予算から説明をさせていただきます。

３款地域支援事業費、３項包括的支援事業・任意事業、１目一般管理費で、４４万１，０００円を計上しております。内容につきましては、人事異動によります人件費を計上

しているものでございます。

次に、７ページをお願いいたします。

歳入予算でございますが、７款繰入金におきまして、歳出予算の財源といたしまして４４万１，０００円を計上しているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西　昭夫君）　これから質疑を行います。

本件は、歳入と歳出に区切って質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。

歳入についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

７番、由本議員。

７番（由本好史君）　７番、由本です。

歳入の繰入金の説明のところに６０万４，０００円ということで記載されているんですが、補正額が４４万１，０００円ということなんですが、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君）　失礼いたします。

由本議員の御質問でございますが、補正額は４４万１，０００円で間違いはないんですが。

議長（西　昭夫君）　暫時休憩します。

休　　憩　　午前１１時５５分

再　　開　　午後　０時０９分

議長（西　昭夫君）　休憩前に引き続き会議を再開します。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君）　失礼いたします。

大変お時間を取らせまして申し訳ございません。

由本議員から御質問いただいた内容でございますが、まず、７ページの説明欄の６０万４，０００円になっているものでございますが、こちらにつきましては、８ページの歳出のほうを用いて御説明をさせていただきます。

まず、今回の補正につきましては、当初、入力を要求額をさせていただいた後に、１回修正をさせていただいておりまして、その修正する中で、修正できていなかった分が説明欄のところにちょっと入ってしまっているものでございまして、補正額といたしましては４４万１，０００円で間違いないんですけれども、説明欄のところをちょっと見ていただきますと、

上から４行目の期末勤勉手当１６万３，０００円というのが記載しておりますけれども、こちらのほうが必要なくて、扶養手当の１０万４，０００円、児童手当の９万２，０００円、職員共済組合で２４万２，０００円、職員共済組合事務費で３，０００円、これ合わせまして、今回４４万１，０００円をお願いしているところでございます。それに伴いまして、繰入金につきましても、同額の４４万１，０００円をお願いしているものでございまして、説明欄の６０万４，０００円につきましても、こちらが、４４万１，０００円が正しい数字というところでございます。申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長（西　昭夫君）　ただいまの説明がありましたように、議案書のほうに間違いがあるわけではなく、説明書のほうに間違いがありましたので、議長の判断で、皆様個人で数字を直していただくことで済ませたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　異議ないようなので、そうしたいと思います。

それでは、質疑を再開します。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

歳出の質疑ついては質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。

全体についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。

これで議案第３２号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３２号、令和８年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第３２号、令和８年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、議案第３２号、令和８年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西　昭夫君）　日程第２５、議案第３３号、令和８年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第１号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　議案第３３号、令和８年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第１号）の件につきまして、提案理由を申し上げます。

令和８年度笠置町簡易水道事業会計予算の収益的収入既決予定額９，５７４万円に収入予定額３７４万円を追加し、収益的収入予定総額９，９４８万円とし、収益的支出既決予定額９，８２４万円に支出予定額３７４万円を追加し、収益的支出予定総額１億１９８万円とするものでございます。主な支出内容は、取水ポンプ等の水道機器の修繕でございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西　昭夫君）　議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　失礼をいたします。

議案第３３号、令和８年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第１号）の件について御説明いたします。

補正予算書の５ページの下段をお願いいたします。

収益的支出から御説明させていただきます。

１款簡易水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費、修繕費で笠置取水ポンプ修繕費用３３５万５，０００円。同款項、１目配水及び給水費、修繕費で笠置山配水管空気弁修繕費用３８万５，０００円。合計３７４万円を増額計上させていただいております。

次に、上段の収益的収入の収入につきまして御説明させていただきます。

１款簡易水道事業収益、２項営業外収益、３目他会計補助金、一般会計補助金で３７４万円を増額計上させていただいております。

説明は以上です。

議長（西　昭夫君）　これから質疑を行います。

本件は、収入と支出に区切って質疑を行います。

まず、収入の質疑を行います。

収入についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで収入の質疑を終わります。

次に、支出の質疑を行います。

支出についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで支出の質疑を終わります。

最後に、収入支出を通して全体の質疑を行います。

全体についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。

これで議案第３３号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３３号、令和８年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第１号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第３３号、令和８年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西　昭夫君）　起立全員です。したがって、議案第３３号、令和８年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西　昭夫君）　これで本日の日程は全部終了しました。

ここで田中参与より発言の申出がありました。これを許します。参与。

参与（田中邦男君）　田中でございます。議長にお許しをいただきまして、一言御挨拶申し上

げます。

先ほどは私の副町長選任に際しまして、皆様から御同意いただき、誠にありがとうございました。大変光栄に存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。微力ではございますが、山本町長の下、「希望を生むまち笠置」をつくり上げるため、誠心誠意取り組んでまいります。

簡単ではございますが、引き続き御指導、御鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（西　昭夫君）　これで本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会します。

第２日目は６月２４日午前９時３０分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散　　会　　午後０時２０分